

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="165 869 767 1196"> <tr> <td data-bbox="165 869 659 916">[略]</td> <td data-bbox="659 869 767 916">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 916 659 1146">3 企画室、地域振興支援室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、医師確保対策室、競馬改革推進室、総務室及び総合防災室の職員（室長及び交通政策参事の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="659 916 767 1146">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1146 659 1196">[略]</td> <td data-bbox="659 1146 767 1196">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	3 企画室、地域振興支援室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、医師確保対策室、競馬改革推進室、総務室及び総合防災室の職員（室長及び交通政策参事の担当区分にある職員を除く。）	[略]	[略]	[略]	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="858 869 1460 1196"> <tr> <td data-bbox="858 869 1347 916">[略]</td> <td data-bbox="1347 869 1460 916">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 916 1347 1146">3 企画室、地域振興支援室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、<u>医師確保対策室、雇用対策・労働室</u>、競馬改革推進室、総務室及び総合防災室の職員（室長及び交通政策参事の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="1347 916 1460 1146">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1146 1347 1196">[略]</td> <td data-bbox="1347 1146 1460 1196">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	3 企画室、地域振興支援室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、 <u>医師確保対策室、雇用対策・労働室</u> 、競馬改革推進室、総務室及び総合防災室の職員（室長及び交通政策参事の担当区分にある職員を除く。）	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]												
3 企画室、地域振興支援室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、医師確保対策室、競馬改革推進室、総務室及び総合防災室の職員（室長及び交通政策参事の担当区分にある職員を除く。）	[略]												
[略]	[略]												
[略]	[略]												
3 企画室、地域振興支援室、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、 <u>医師確保対策室、雇用対策・労働室</u> 、競馬改革推進室、総務室及び総合防災室の職員（室長及び交通政策参事の担当区分にある職員を除く。）	[略]												
[略]	[略]												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													

附 則

この訓令は、平成21年1月5日から施行する。